

③ 履修手続き（履修登録）

授業を受講するには、履修登録手続きが必要です。学生は時間割に基づき、その年度に履修する授業科目を自ら選択し、年度初めに一年間分の履修登録を自らの責任で行わなければなりません。履修登録は学年暦（巻頭参照）の指定された期間に、本学の Web 履修登録システムを使って行います。

(2) 履修上の留意事項

各授業科目の履修に当たっては、次の事項に留意してください。

- ① 履修登録した授業科目以外の科目の単位の認定を受けることはできません。
- ② 1年間に履修できる単位は1年次にあつては40単位、2年次以降にあつては44単位を上限とします。ただし、成績優秀な学生については、48単位まで認めるものとします。
なお、卒業要件に含まない科目の履修や3年次編入生の履修にあつては、履修単位の上限は、適用しません。
- ③ 既に単位を修得した授業科目を再履修して、再びその科目の単位を修得することはできません。
- ④ 履修登録した授業科目の変更は、履修登録科目の修正期間（学年暦 巻頭参照）以外、原則として認められません。
- ⑤ 同一曜日の同一時限に、複数の授業科目を登録することはできません。
- ⑥ 科目の中には履修条件が定められているものがあります。条件を満たしていない場合は履修登録することはできません。（履修条件についてはシラバスに記載されています。）
- ⑦ 一度登録した科目は各自責任をもって履修してください。登録された授業科目は、履修登録科目の修正または抹消期間（学年暦 巻頭参照）を除き、原則として学期の途中で履修を放棄することはできません。
- ⑧ 授業科目を履修する意思がないにもかかわらず、履修登録を抹消せずに放置すると成績評価が「時不」または「不可」となり、GPAの値が低下することになるので注意してください。

(3) 進級・留年

- ① 本学では卒業までに2段階の進級制度を設けています。次の要件を満たさない学生は進級することができませんので、学修に努めてください。

なお、3年次編入学生については、この進級制度は適用されません。

3年次への進級要件

2年以上在学し、卒業要件として必要な単位を44単位以上修得した者

4年次への進級要件

3年以上在学し、卒業要件として必要な単位を84単位以上修得した者

- ② 単位の修得が極めて厳しい状況にある学生については、「成業の見込み」があるかどうか本人および保証人とともに「進路変更」等について相談することになります。
このような事態にならないよう、留意してください。

(4) 単位互換制度

大学では他大学等で修得した単位を、大学が教育上有益であると認める場合、60単位を超えない範囲で、本学で修得した単位として認めることができます。

本学では、愛知みずほ短期大学、愛知学長懇話会が主催する大学コンソーシアム、放送大学等と単位互換協定を結んでいます。大学では開設されていない授業科目を履修することができますので、視野を広げる科目として履修してみてください。

なお、履修および出願に関する手続きや履修方法等については、教務・学生室にご相談ください。

① 愛知みずほ短期大学との単位互換

大学と愛知みずほ短期大学が同じ校舎内にあるメリットを活かし、短期大学との単位互換協定を結んでいます。履修可能な科目については「履修の手引き」で確認してください。

料金：無料

② 愛知学長懇話会単位互換

本学は愛知学長懇話会に加盟しており、愛知県内にある他大学、短期大学の授業を無料で履修することができます。修得した単位は本学における卒業の単位として認定します。

具体的な授業科目は、愛知学長懇話会のホームページ (<https://aichi-gakuchou.jimu.nagoya-u.ac.jp>) で確認してください。

③ 放送大学との単位互換

テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて学ぶことができる放送大学との間にも単位互換に関する協定を結んでいます。このことにより、放送大学の単位の修得を希望する者は、本学に在学したまま、放送大学の特別聴講学生として、放送大学の放送教材や印刷教材と、本学の施設及び放送大学の愛知学習センターの施設を活用し、放送大学での授業科目を履修して単位を修得することができます。

放送大学の授業科目の履修により修得した単位は、本学における卒業の要件として必要とされる共通専門科目の単位として認められます。

(5) 愛知みずほ短期大学との連携開設科目

連携開設科目とは自身以外の他の大学で開設された授業科目を自身の大学で開設したものとみなすことができる教育上の特例措置で、本学では愛知みずほ短期大学と提携し連携開設科目として開設します。

- ・ 連携開設科目は単位互換科目と異なり、GPA の計算対象として取り扱われると共に、CAP（履修上限単位）の対象としても計算されます。
- ・ 連携開設科目として修得できる上限は 30 単位です。
- ・ 連携開設科目の一覧については「履修の手引き」で確認してください。
- ・ 連携開設科目における遅刻・欠席・公欠の取り扱いは、開設母体の大学の規則に従って判断されます。